

境夢みなとターミナル指定管理者募集要項等に係る質問・回答

回答日	質問	回答
令和6年 8月20日	SOLAS制限区域の警備は、境港管理組合が委託する（募集要項3頁(3)休館日を含む開館時間外の対応 他）とありますが、SOLAS以外の建屋の24時間警備も境港管理組合が委託した業者が一括して行うのでしょうか。また、機械警備は収支計画書の支出（指定管理者負担）の項目に事前に掲載されていますが、指定管理者自ら契約し実施するのでしょうか。	<p>境港管理組合が委託した業者が行うSOLAS制限区域の警備業務では、SOLAS制限区域外の建物自体の警備も一括して行うものではありません。ただし、実務上は、SOLAS制限区域の周辺も含めて、危害行為の発生抑制のための見回りやモニター監視などを実施して保安の確保を図ることから、防犯、防火及び防災上の事象を把握すれば、関係機関への通報など、適切な措置をとることになります。</p> <p>建物の機械警備は、指定管理者自ら契約して実施いただきます。機械警備の運用に当たっては、境港管理組合が委託した業者と指定管理者との間で協調し、ルールを定める必要があると認識しています。</p>
令和6年 8月20日	自動販売機設置等のサービス提供による収入（募集要項5頁2利用料金等の取り扱い）は、現在自主事業収入として取り扱っていますが、指定管理業務の収入に変更されるのでしょうか。	「境夢みなとターミナル指定管理業務仕様書」の第2の5（10頁）に規定したとおり、指定管理者の業務範囲としています。よって、指定管理業務の収入として整理してください。